

第6期計画と第7期計画（素案）の比較

R6.10.18
水大気環境課

第6期計画	第7期計画（素案）
目 次	目 次
<p>はじめに</p> <ul style="list-style-type: none"> ○野尻湖の概要 ○湖沼水質保全計画策定の背景 ○第5期水質保全計画までの評価と主要な課題及び対応 <p>1 長期ビジョン</p> <p>2 水質の保全に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 計画期間 (2) 計画期間内に達成すべき目標 (3) 計画の目標及び対策と長期ビジョンをつなぐ道筋 <p>3 水質の保全に資する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 生活排水対策 (2) 流入河川の水質浄化等 <p>4 水質保全のための規制その他の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 工場・事業場排水対策 (2) 流出水対策 (3) 緑地の保全その他湖辺の自然環境の保護 (4) 廃棄物等の適正処理 <p>5 その他水質保全のために必要な措置</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 公共用水域の水質の監視 (2) 調査研究の推進と活用 (3) 環境学習の推進、環境保全意識の啓発 (4) 地元主導による取組の強化 (5) 水質汚濁事故への対応 (6) 関係地域計画との整合 (7) 事業者等に対する助成 (8) 環境保全活動の支援 <p>野尻地区及び菅川・市川流域における流出水対策推進計画（第3期）</p> <p>【参考】野尻湖の流域図、水質調査地点図</p>	<p>はじめに</p> <ul style="list-style-type: none"> ○野尻湖の概要 ○湖沼水質保全計画策定の背景 ○第6期水質保全計画までの評価と主要な課題及び対応 <p>1 長期ビジョン</p> <p>2 水質の保全に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 計画期間 (2) 計画期間内に達成すべき目標 (3) 計画の目標及び対策と長期ビジョンをつなぐ道筋 <p>3 水質の保全に資する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 生活排水対策 (2) 流入水路の維持管理等 <p>4 水質保全のための規制その他の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 工場・事業場排水対策 (2) 流出水対策 (3) 緑地の保全その他湖辺の自然環境の保護 (4) 廃棄物等の適正処理 <p>5 その他水質保全のために必要な措置</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 公共用水域の水質の監視 (2) 調査研究の推進と活用 (3) 環境学習の推進及び環境保全意識の啓発 (4) 地元主導による取組の強化 (5) 水質汚濁事故への対応 (6) 関係地域計画との整合 <p>野尻地区及び菅川・市川流域における流出水対策推進計画（第4期）</p> <p><用語解説> （計画本文中の「※」を付した用語について解説しています）</p>

第6期計画

本文

はじめに



野尻湖の諸元	
湖面積	4.55 km ²
貯水量	95,676 千 m ³
水深	最大: 38.3 m 平均: 20.8 m
滞留時間	738 日
湖面標高	656.8 m
流入河川	11 河川
流出河川	1 河川
直接流域面積	12.9 km ²
間接流域を含む流域面積	185.3 km ²
流域内市町村	信濃町、長野市、新潟県妙高市

○野尻湖の概要

野尻湖は長野県北部の上水内郡信濃町にあり、妙高戸隠連山国立公園内に位置する県内最大の貯水量を誇る天然湖沼です。

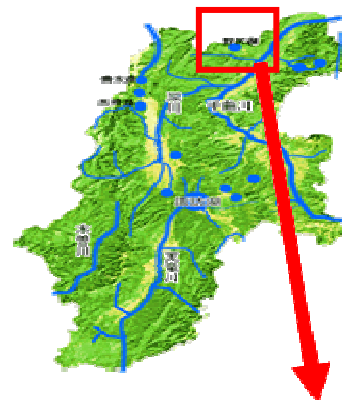
形が芙蓉の葉に似ていることから別名「芙蓉湖」とも呼ばれています。

関川水系の野尻湖は、新潟県妙高市の焼山を源流とする関川や野尻湖の北部を水源とする古海川をはじめとする11の河川を通じて揚水や自然流下により水が集められ、その水は唯一の流出河川である池尻川に流れた後に関川に合流し、新潟県を流下して日本海へ注がれています。また、発電に伴う揚水や農業用水の確保のために水

第7期計画（素案）

本文

はじめに



野尻湖の諸元	
湖面積	4.55 km ²
貯水量	95,676 千 m ³
水深	最大: 38.3 m 平均: 20.8 m
滞留時間	738 日
湖面標高	656.8 m
流入河川	11 河川
流出河川	1 河川
直接流域面積	12.9 km ²
間接流域を含む流域面積	185.3 km ²
流域内市町村	信濃町、長野市、新潟県妙高市

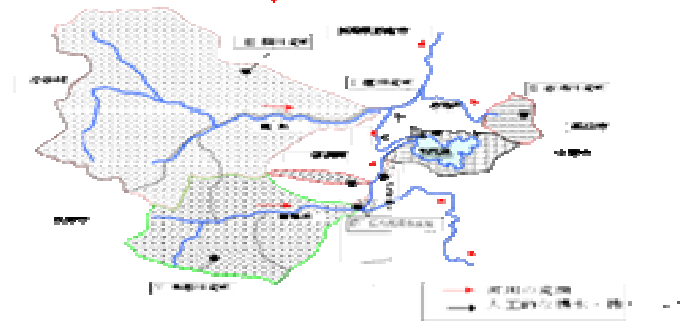


図1 野尻湖の位置及び流域図

○野尻湖の概要

野尻湖は長野県北部の上水内郡信濃町にあり、妙高戸隠連山国立公園内に位置する県内最大の貯水量を誇る天然湖沼です。

形が芙蓉の葉に似ていることから別名「芙蓉湖」とも呼ばれています。

関川水系の野尻湖は、新潟県妙高市の焼山を源流とする関川や野尻湖の北部を水源とする古海川をはじめとする11の河川を通じて揚水や自然流下により水が集められ、その水は唯一の流出河川である池尻川に流れた後に関川に合流し、新潟県を流下して日本海へ注いでいます。また、発電に伴う揚水や農業用水の確保のために水位調

第6期計画

位調整が行われており、水位が年間で大きく変動する特徴があります（15ページの流域図参照）。

野尻湖の透明度は高く、周囲の鮮麗な山々とともに美しい景観を成しています。

文化観光資源としても重要な役割を果たしており、古くから国際的なリゾート地として知られています。また、約4万年前には野尻湖に生息していたナウマンゾウを求め、旧石器時代の人々が狩場として利用していたと推測され、湖底が露出した湖畔から化石が見つかることがあり、全国から集まった参加者により発掘調査が進められています。

利水面では、発電、かんがい期の農業用水、内水面漁業、レクリエーションのほか、かつては長野市の水道水源に利用されるなど多くの利用価値を有しています。

○湖沼水質保全計画策定の背景

野尻湖では、流域の社会経済活動に伴う富栄養化の進行により、昭和60年頃から植物プランクトンによる水道水源のろ過障害が生じ、また、昭和63年には淡水赤潮が発生したことから、平成6年10月に湖沼水質保全特別措置法に基づく指定を受け、以降5期25年にわたり湖沼水質保全計画を策定し、公共下水道の整備、上乘せ排水基準の設定など各種施策を講じて水質改善に努めてきました。

この結果、富栄養化の要因となる窒素・りんについては徐々に改善し、当初問題となった淡水赤潮は見られなくなりました。しかし、化学的酸素要求量（COD）については環境基準の達成に至っていません。

○第5期湖沼水質保全計画までの評価と主要な課題及び対応

野尻湖流域における湖沼水質保全計画に基づく総合的な水質保全対策の実施により、全窒素及び全りんは第1期計画当初に比べると減少し安定しており、全りんは環境基準である0.005 mg/Lを達成しましたが、CODについては環境基準である1.0mg/L及び第5期計画で目標としていた2.0 mg/Lを達成できませんでした。湖心の透明度（年平均値）は、第5期計画で目標としていた6.5mは達成できませんでしたが、平成18年度以降6m以上を保っており、良好な状態が継続しています。

野尻湖に流入する汚濁負荷のうち、工場・事業場、家庭などの特定汚染源を由来とする負荷は、下水道や浄化槽の普及により削減されつつありますが、下水道等の接続率は67%と目標とする90%以上を下回っているため、更なる取組が求められます。また、市街地、農

第7期計画（素案）

整が行われており、水位が年間で大きく変動する特徴があります。

野尻湖は透明度が高く、周囲の鮮麗な山々とともに美しい景観を成しています。文化観光資源としても重要な役割を果たしており、古くから国際的なリゾート地として知られています。また、約4万年前には野尻湖周辺に生息していたナウマンゾウを求め、旧石器時代の人々が狩場として利用していたと推測され、湖底から化石が見つかることがあり、全国から集まった参加者により発掘調査が進められています。

利水面では、発電、かんがい用水、内水面漁業のほか、水浴、ボート、ヨットなど様々なレクリエーションの場となっています。また、かつては長野市の水道水源としても利用されていました。

○湖沼水質保全計画策定の背景

野尻湖では、流域の社会経済活動に伴う富栄養化の進行により、昭和60年頃から植物プランクトンによる水道水源のろ過障害が生じ、また、昭和63年には淡水赤潮が発生しました。このため、公共下水道の整備、上乘せ排水基準の設定など各種施策を講じて水質改善を進めるとともに、平成6年10月に湖沼水質保全特別措置法に基づく指定を受け、以降6期30年にわたり、湖沼水質保全計画を策定しています。

○第6期湖沼水質保全計画までの評価と主要な課題及び対応

湖沼水質保全計画に基づく総合的な水質保全対策の実施等により、COD^{*}は平成17年度以降上昇傾向が見られたものの、その後は1.8～2.5mg/L前後で推移しています。利水の現状を踏まえて県内湖沼の水域類型^{*}を令和5年3月に見直し^{*}たことにより、野尻湖の水域類型^{*}はA類型とされたことから、令和5年度に初めて環境基準^{*}を達成しました。全窒素^{*}は環境基準^{*}が設定されていませんが、0.1～0.15mg/Lの範囲内で概ね横ばい、全りん^{*}は環境基準^{*}である0.005 mg/Lをほぼ達成するなどの改善傾向が見られ、当初問題となった淡水赤潮は見られなくなっています。湖心の透明度（年平均値）は、第6期計画で目標としていた6.5mを達成するなど、平成18年度以降6m以上を保っており、良好な状態を継続しています。（図2）

野尻湖に流入する汚濁負荷のうち、工場・事業場、家庭などの特

第6期計画

地、山林などの非特定汚染源から降雨等により流入する負荷の割合が大きくなっています。

また、水草帯の喪失により生態系が単純化してしまったことから、長年にわたって水草帯を復元するための取組が続けられ、近年、復元の兆しが見えてきました。

今後は、67%と伸び悩んでいる下水道等の接続率を向上させる等、特定汚染源対策を引き続き進めるとともに、非特定汚染源対策として市街地、農地、山林等における対策を更に推進していく必要があります。また、水生植物の復元についても一層幅広い取組が求められます。

これらの取組には、信濃町、長野県、国の機関といった行政機関のみならず、地域住民の理解と協力が不可欠であることから、住民が積極的・主体的に取り組める土台づくりが必要です。

このような状況から、引き続き野尻湖の水質改善を図るため、野尻湖に関わる人々と水環境の調和に配慮して、「野尻湖水質保全計画（第6期）」を定め、関係市町村、団体及び県民の理解と協力を得て、水質保全対策を総合的かつ計画的に推進します。

第7期計画（素案）

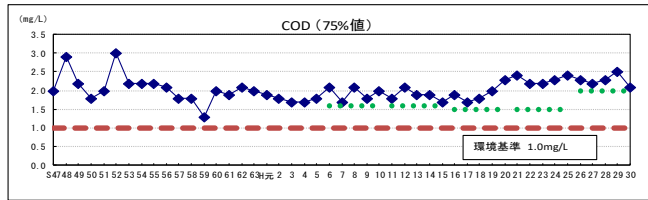
定汚染源を由来とする負荷は、下水道や浄化槽の普及により削減されつつありますが、更なる取組が求められます。また、山林、農地、市街地などの非特定汚染源から降雨等により流入する負荷の割合が大きくなっています。

一方、水草については、昭和53年に水草除去を目的としてソウギョ^{*}を放流したことにより、数年で水草帯が喪失してしまったことから、長年にわたって水草帯を復元するための取組が続けられました。ソウギョ^{*}の減少に伴い現在ではクロモ、ヒルムシロ、ヨシ等の水草の繁茂が湖内の至る所で確認されています。

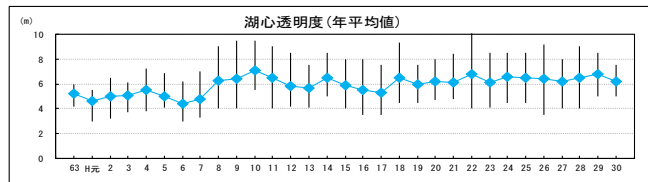
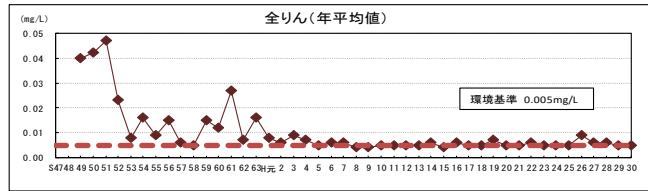
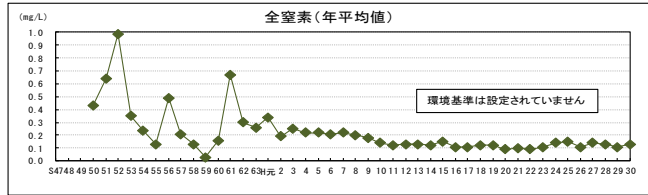
今後は、79.3%と伸び悩んでいる下水道の接続率をさらに向上させる等、特定汚染源対策を引き続き進めるとともに、非特定汚染源対策として山林、農地、市街地等における効果的な対策に引き続き取組む必要があります。また、水生植物の繁茂状況の把握が必要です。

これらの取組には、長野県、信濃町、国の機関といった行政機関のみならず、地域住民の理解と協力が不可欠であり、引き続き野尻湖の水質改善を図るため、「野尻湖水質保全計画（第7期）」を定め、行政機関、地域住民、関係団体がそれぞれ主体的に水質保全対策を総合的かつ計画的に推進します。

第6期計画



..... はこれまでの湖沼水質保全計画の水質目標値を示す。



(注1) COD、全窒素、全りんは、環境基準点（湖心及び弁天島西の2地点）の最高値
(注2) 水質調査地点は、15ページを参照

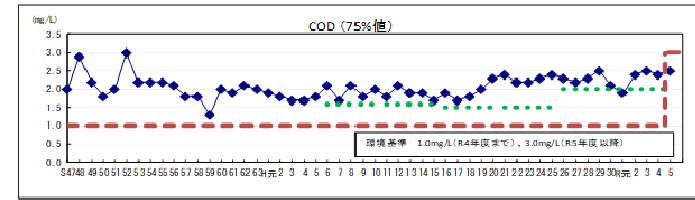
〈野尻湖における水質の推移〉

1 長期ビジョン

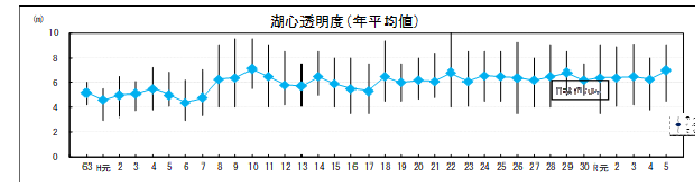
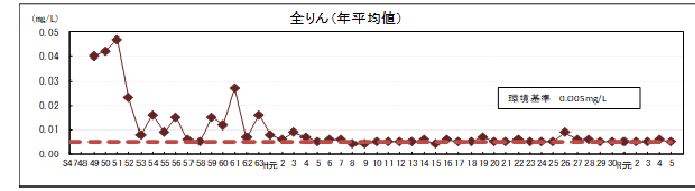
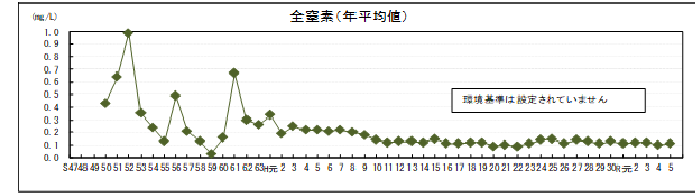
野尻湖の望ましい水環境及び流域の状況等に係る将来像として、長期ビジョンを以下のとおり掲げ、おおむね20年後の令和20年度を目途に達成することを目指します。

長期ビジョンの達成に向けて、野尻湖に関わる多くの人々や事業者が、日常生活や事業活動の中で野尻湖に親しみを持ち、水質保全を自らの役割と認識し、実践できるよう、この長期ビジョンを共有し、その実現に向けて各種施策を推進します。

第7期計画（素案）



..... はこれまでの環境保全計画の水質目標値を示す。



(注1) COD、全窒素*、全りん*は、環境基準点（湖心及び弁天島西の2地点）の最高値
(注2) 水質調査地点は、15ページを参照

図2 野尻湖における水質の推移

1 長期ビジョン

野尻湖の水環境及び流域の状況等に係る令和20年度のめざす姿として、長期ビジョンを以下のとおり掲げます。

野尻湖に関わる多くの人々や事業者が長期ビジョンを共有し、日常生活や事業活動の中で野尻湖に親しみを持ち、水質保全を自らの役割と認識し、実践することによってその実現を目指します。

第6期計画

〈野尻湖の長期ビジョン〉

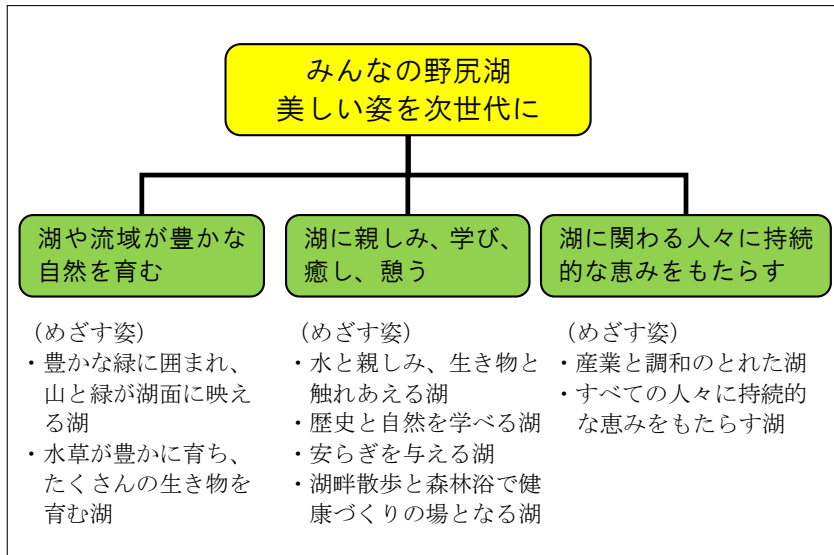
野尻湖が担う3つのはたらき

“湖や流域が豊かな自然を育む”

“湖に親しみ、学び、癒し、憩う”

“湖に関わる人々に持続的な恵みをもたらす”

による恩恵を将来にわたって享受できるよう、「みんなの野尻湖 美しい姿を次世代に」をキャッチフレーズとして、野尻湖の望ましい将来像の達成を目指します。



第7期計画（素案）

〈野尻湖の長期ビジョン〉

「みんなの野尻湖 美しい姿を次世代に」をキャッチフレーズに

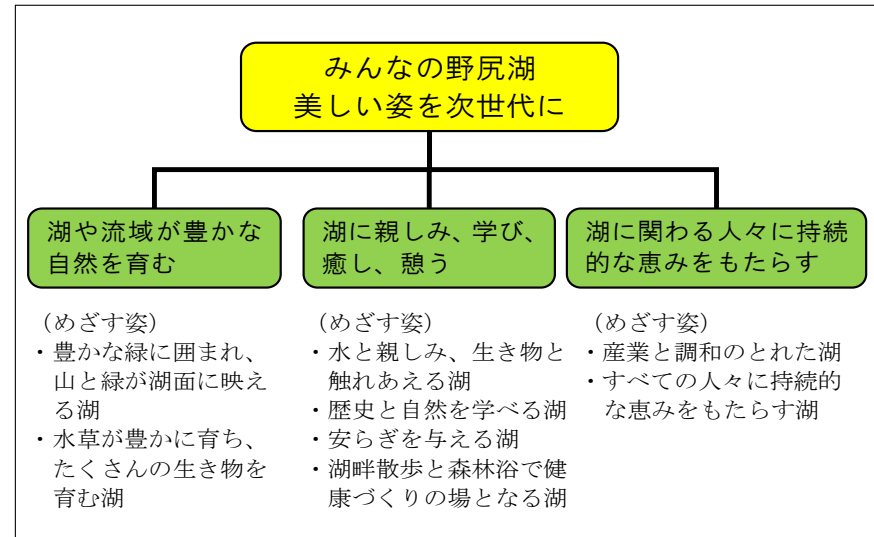
野尻湖が担う3つのはたらき

“湖や流域が豊かな自然を育む”

“湖に親しみ、学び、癒し、憩う”

“湖に関わる人々に持続的な恵みをもたらす”

による恩恵を将来にわたって享受できるよう、長期ビジョンを以下のとおり掲げます。



第6期計画

2 水質の保全に関する方針

(1) 計画期間

この計画の期間は、令和元年度から令和5年度までの5年間とします。

(2) 計画期間内に達成すべき目標

水質環境基準の確保を目途としつつ、令和5年度の水質を化学的酸素要求量(COD)で2.0 mg/L(75%値)まで改善するとともに、全りんは現状水準の維持・向上に努めます。

〈水質目標値〉

項目		現状 (平成30年度)	計画期間内に達成すべき目標 (令和5年度)	環境基準
化学的 酸素要求量 (COD)	75%値 (mg/L)	2.1 【2.3】	2.0	1.0
	(参考) 年平均値 (mg/L)	2.0 【2.0】	1.9	—
全りん	年平均値 (mg/L)	0.005 【0.006】	0.005 (現状水準の維持・向上)	0.005

(注1) CODの75%値及び全りんの年平均値は、環境基準点(2地点)の最高値
 (注2) CODの年平均値は、各環境基準点の年平均値の全地点平均値
 (注3) 【 】内は、過去5年間の平均値
 (注4) 計画期間内に達成すべき目標は、水質の保全に資する対策を講じた場合の水質予測値を参考に設定

また、良好な状態が継続している湖心の透明度(年平均値)について、身近な水質指標として、令和5年度は6.5mまで改善を目指します。

第7期計画(素案)

2 水質の保全に関する方針

(1) 計画期間

この計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

(以下、計画の実施主体となる機関を括弧内に表示。町とは信濃町を示す。)

(2) 計画期間内に達成すべき目標(県)

化学的酸素要求量(COD^{*})は令和5年度に環境基準値を下回ったことから、計画期間内に達成すべき目標は現状水質の維持とし、環境基準^{*}の継続的な達成に努めます。全りん^{*}については、環境基準^{*}を達成しなかった年度もあることから、現状水質の維持・向上に努めます。

〈水質目標値〉

項目		現状 (令和5年度)	計画期間内に達成すべき目標 (令和10年度)	環境基準 [*]
化学的 酸素要求量 (COD [*])	75%値 (mg/L)	2.5 【2.3】	2.5 (現状水質の維持)	3.0
	(参考) 年平均値 (mg/L)	2.0 【2.1】	2.0 (現状水質の維持)	—
全りん [*]	年平均値 (mg/L)	0.005 【0.005】	0.005 (現状水質の維持・向上)	0.005

(注1) COD^{*}の75%値及び全りん^{*}の年平均値は、環境基準点(2地点)の最高値
 (注2) COD^{*}の年平均値は、各環境基準点の年平均値の全地点平均値
 (注3) 上段は令和5年度の値、【 】内は、過去5年間の平均値
 (注4) 計画期間内に達成すべき目標は、水質の保全に資する対策を講じた場合の水質予測値を参考に設定

また、身近な水質指標として設定した湖心の透明度(年平均値)は、良好な状態が継続していることから、現状水質の維持・向上に努めます。

第6期計画

〈身近な水質指標〉

項目		現状 (平成30年度)	計画期間内に 達成すべき目標 (令和5年度)	環境基準
湖心 透明度	年平均値 (m)	6.2 【6.4】	6.5	—

(注1) 【 】内は、過去5年間の平均値

(注2) 計画期間内に達成すべき目標は、第5期計画と同じ値に設定

(3) 計画の目標及び対策と長期ビジョンをつなぐ道筋

野尻湖に係る水質保全計画に基づく対策の着実な実施と、同計画の定期的な見直しにより、おおむね20年後を目途に長期ビジョンの達成を目指します。

長期ビジョンの実現に向け段階的に水質の改善を図るため、計画期間内（令和元年度から令和5年度まで）では、下水道への接続促進等により特定汚染源からの負荷の削減を図るとともに、環境にやさしい農業や森林整備の推進等により流出水負荷の削減を図ります。また、水生植物のモニタリング等について、地域住民による主体的な取組が推進されるよう支援、啓発等を実施します。

第7期計画（素案）

〈身近な水質指標〉

項目		現状 (令和5年度)	計画期間内に 達成すべき目標 (令和10年度)	環境基準*
湖心 透明度	年平均値	7.0 【6.5】	7.0 (現状水質の維持・向上)	—

(注1) 上段は令和5年度の値、【 】内は、過去5年間の平均値

(3) 計画の目標及び対策と長期ビジョンをつなぐ道筋（県・町）

野尻湖に係る水質保全計画に基づく対策の着実な実施により、長期ビジョンの実現を目指します。

長期ビジョンの実現に向け、計画期間内（令和6年度から令和10年度まで）では、引き続き下水道への接続促進等により特定汚染源からの負荷の削減を図るとともに、環境にやさしい農業や森林整備の推進等により流出水負荷の削減を図り、環境基準等の継続的な達成を目指します。

第6期計画

3 水質の保全に資する事業

(1) 生活排水対策

① 生活排水処理施設の整備

野尻湖に流入する汚濁負荷を削減するため、下水道等への接続を推進するとともに合併浄化槽の整備を図ります。また、信濃町全体における生活排水施設整備率の向上を図ります。

〈信濃町全体の生活排水施設整備率〉

対 策	実施主体	現状 (平成30年度末)	目標 (令和5年度末)
生活排水施設整備率 (信濃町全域)	信濃町	70.2%	75.0%

生活排水施設整備率 = (下水道接続世帯 + 農業集落排水施設接続世帯 + 合併浄化槽設置世帯) ÷ 行政世帯 × 100%

② 下水道等への接続の促進

平成30年度末の下水道及び農業集落排水施設への接続率の合計は67%に留まっているため、直接流域内の下水道の供用区域において下水道接続率の向上を目指し、町の融資制度の活用、個別相談等により下水道へ接続するよう、地域住民に対し指導及び啓発を行います。

併せて地元自治体と協力して農業集落排水処理施設等への接続率の向上を図ります。

〈直接流域における下水道等接続率〉

対 策	実施主体	現状 (平成30年度末)	目標 (令和5年度末)
下水道等接続率 (直接流域)	信濃町	67%	90%

下水道等接続率(直接流域) = (直接流域内の下水道接続人口 + 直接流域内の農業集落排水施設接続人口) ÷ 直接流域内の行政人口 × 100%

第7期計画(素案)

3 水質の保全に資する事業

(1) 生活排水対策

野尻湖に流入する汚濁負荷を削減するため、以下のとおり生活排水処理施設の整備を図ります。なお、信濃町全域における生活排水施設整備率については、公共用水域の水質保全、公衆衛生上の観点から以下の目標が設定されています。

〈信濃町全体の生活排水施設整備率〉

対 策	実施主体	現状 (令和5年度末)	目標 (令和10年度末)
生活排水施設整備率 (信濃町全域)	信濃町	76.8%	83.0%

生活排水施設整備率 = (下水道接続世帯 + 農業集落排水施設接続世帯 + 合併処理浄化槽設置世帯) ÷ 行政世帯 × 100%

① 下水道への接続の促進(町)

引き続き下水道等への接続を指導します。直接流域内における令和5年度末の下水道への接続率の合計は79.3%に留まっているため、接続率の向上を目指し、町の補助金制度の活用、個別相談等により下水道へ接続するよう、地域住民に対し指導を行います。

また、直接流域内には単独処理浄化槽が残っているため、生活雑排水対策として、重点的に下水道への接続を求めていきます。

〈直接流域における下水道接続率〉

対 策	実施主体	現状 (令和5年度末)	目標 (令和10年度末)
下水道接続率 (直接流域)	信濃町	79.3%	83.0%

下水道接続率(直接流域) = 直接流域内の下水道接続人口 ÷ 直接流域内の下水道整備区域人口 × 100%

第6期計画

- ③ 浄化槽の適正な設置及び管理の確保
浄化槽について、浄化槽法及び建築基準法に基づく適正な設置、浄化槽法に基づく保守点検・清掃及び法定検査の徹底等による適切な維持管理を図るため、啓発に努めるとともに、立入検査を実施します。
- ④ 各家庭における生活雑排水対策の促進
長野県水環境保全総合計画に基づき、各家庭における生活雑排水対策（調理くず等の流出防止、廃油の回収、洗剤の適正使用等）の普及啓発を行います。
- (2) 流入河川の水質浄化等
- ① 水質浄化池による水質浄化
野尻湖に流入する農業用水路の水質浄化を図るために設置されている水生植物を利用した水質浄化池について、引き続き維持管理を行うとともに、水利用の現状に合わせた水質浄化方法を検討します。
- ② 流入水路等の浄化対策
流入水路の管理者は、地域住民等の協力を得ながら、流入水路等のごみの除去及び水辺の草刈りを実施します。
また、県及び町は、地域ぐるみの共同活動により水路管理の活動が着実に継続できるよう、多面的機能支払交付金等を活用した支援を行います。

第7期計画（素案）

- ② 浄化槽の適正な設置及び管理（県・町）
下水道整備区域外では、浄化槽法及び建築基準法に基づく合併処理浄化槽の整備を図ります。また、浄化槽法に基づく保守点検・清掃及び法定検査の徹底等の適切な維持管理を指導します。
- (2) 流入水路の維持管理等
- ① 水質浄化池の維持管理（町）
野尻湖に流入する農業用水路の水質浄化を図るために設置されている水生植物を利用した水質浄化池について、流入水量の実態も踏まえ、適切な維持管理及び周辺整備を行います。
- ② 流入水路等の浄化対策（県・町）
伝九郎用水の管理者は、地域住民等の協力を得ながら、流入水路等のごみの除去及び水辺の草刈りを実施します。
また、県及び町は、地域ぐるみの協働活動により水路管理の活動が着実に継続できるよう、多面的機能支払交付金等を活用した支援を行います。

第6期計画

4 水質保全のための規制その他の措置

(1) 工場・事業場排水対策

① 排水規制

水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法及び公害の防止に関する条例に基づき、生物化学的酸素要求量（化学的酸素要求量）、りん含有量等について、日平均排水量が10 m³以上（りん含有量については20 m³以上）である特定事業場に対し、排水基準を適用し、規制しています。

これらの排水基準の徹底を図るため、対象事業場に対する立入検査等の監視を強化するとともに、違法行為に対し厳正に対応します。

② 小規模・未規制事業場に対する指導助言

水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法又は公害の防止に関する条例に基づく規制の対象とならない工場・事業場に対しても、必要に応じ汚水処理施設の改善及び適正管理の指導を行います。特に、下水道の供用区域内の工場・事業場に対しては、町と連携して下水道への接続を促進します。

〈工場・事業場立入検査計画〉

対 策		実施主体	推進事業量 (令和元～5年度)
工場・事業場立入検査 (直接流域内)	排水基準適用事業場	県	年1回
	小規模・未規制事業場		2年に1回

③ 新增設に伴う汚濁負荷の増大の抑制

特定事業場の新增設に伴う汚濁負荷量の増大を抑制するため、適切な指導を行います。

(2) 流出水対策

① 市街地対策

降雨に伴う住宅や事業場の敷地からの流出水による汚濁負荷

第7期計画（素案）

4 水質保全のための規制その他の措置

(1) 工場・事業場排水対策

① 排水規制（県）

水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法及び良好な生活環境の保全に関する条例（以下「関係法令」という。）に基づく規制の対象となる工場・事業場に対して、化学的酸素要求量及びりん含有量等について排水基準を適用し規制しています。

令和5年度末時点で、野尻湖の流域内に対象となる事業場はありませんが、今後新たな開発に伴い対象となる事業場が新設される場合は、水質汚濁防止法に基づく設置届により排水基準の適合審査を行うとともに、稼働時の排水基準の遵守徹底を図るため、立入検査を実施します。

② 小規模・未規制事業場に対する指導助言（県・町）

関係法令に基づく規制の対象とならない工場・事業場に対しても、必要に応じ汚水処理施設の改善及び適正管理の指導・助言を行います。特に、下水道の接続区域内の工場・事業場に対しては、町と連携して下水道への接続を指導します。

〈工場・事業場立入検査計画〉

対 策		実施主体	予定数 (令和6～10年度)
工場・事業場立 入検査 (直接流域内)	排水基準適用事業場	県	必要に応じて実施
	小規模・未規制事業場		2年に1回

(2) 流出水対策

① 市街地対策（県・町）

降雨等に伴う市街地の道路や側溝等からの流出水による汚

第6期計画

を削減するため、各住宅及び事業場において、雨水貯留、雨水浸透ますの設置、敷地内の清掃、緑化等を行うよう普及啓発に努めます。

また、降雨等に伴う市街地の道路や側溝等からの流出水による汚濁負荷を削減するため、地域住民の協力を得ながら、道路、水路、側溝、公園、ごみステーション等の清掃を促進するとともに、地域住民の清掃活動等の取組を支援します。

さらに、地元自治体とともに公共の駐車場、歩道等を設置する際は、雨水浸透ますを設置するなど、雨水浸透能力の確保に努めます。

② 農地対策

農地からの汚濁負荷を軽減するため、流域で営農している農業者に対し、適正施肥等に係る技術指導を行います。加えて、エコファーマーの認定、信州の環境にやさしい農産物認証の取得、有機農業の導入など、各種制度の普及啓発を図るとともに、環境保全型農業直接支払交付金を活用することにより、環境にやさしい農業の地域ぐるみの取組を推進します。

また、消費者の環境にやさしい農業に対する理解促進のための情報発信等に努めます。

③ 自然地域対策

森林がそのほとんどを占める自然地域は、水源かん養、水質浄化又は保健休養の場や多種多様な生き物の生息・生育する場の提供など多面的な機能を有しています。このため、今後必要に応じて間伐等の維持管理に努めることにより、これらの機能を高度に発揮させるとともに、降雨等に伴う土砂流出による汚濁負荷を削減するため、間伐等の森林整備及び山腹崩壊や溪岸浸食を防止するための治山工事を推進します。

なお、森林の荒廃に起因する土砂流出等が生じた場合は、必要な措置を講じます。

④ 河川・湖沼直接対策

野尻湖に流入する浮遊ごみや枯れた水生植物等の流入抑制を図るため、地域住民と連携して湖岸（水位の低い時期に露出し

第7期計画（素案）

汚濁負荷を削減するため、道路、水路、側溝、公園、ごみステーション等の清掃活動を行うとともに、地域住民の清掃活動等の取組を支援します。

② 農地対策（県）

農地からの汚濁負荷を軽減するため、流域で営農している農業者に対し、適正施肥等に係る技術指導を引き続き行います。加えて、長野県における農業環境負荷低減事業活動実施計画の認定*、信州の環境にやさしい農産物認証*の取得、有機農業の導入など、各種制度の普及啓発を図るとともに、環境保全型農業直接支払交付金を活用することにより、環境にやさしい農業の地域ぐるみの取組を推進します。

③ 自然地域対策（県）

森林がそのほとんどを占める自然地域は、水源かん養、水質浄化又は保健休養の場のほか多種多様な生き物の生息・生育する場の提供など多面的な機能を有しています。このため、今後必要に応じて間伐等の維持管理に努めることにより、これらの機能を高度に発揮させるとともに、降雨等に伴う土砂流出による汚濁負荷を削減するため、間伐や再造林等の森林整備及び山腹崩壊や溪岸浸食を防止するための治山工事を推進します。

なお、森林の荒廃に起因する土砂流出等が生じた場合は、必要な措置を講じます。

④ 流入河川・湖岸対策（県・町）

浮遊ごみや枯れた水生植物等の野尻湖への流入を抑制するため、地域住民と連携して湖岸（水位の低い時期に露出した湖

第6期計画

た湖底を含む)及び流入河川の清掃を実施するとともに、清掃活動を行う民間団体を積極的に支援し、多くの方が清掃活動に参加できるよう努めます。また、河川パトロールを定期的実施し、不法投棄を未然に防ぎます。

⑤ 流出水対策地区の指定及び重点的な対策の実施

湖沼水質保全特別措置法第25条の規定により、流出水の水質改善に資する対策を推進する地区として野尻地区及び菅川・市川流域を指定し、流出水対策推進計画(12~14ページ参照)を定めるとともに、同計画に基づき重点的な対策を実施します。

(3) 緑地の保全その他湖辺の自然環境の保護

① 生態系の保全と活用

指定地域内に存在する森林、公園、農用地の緑地保全、その他湖辺の自然環境については、その生態系を構成する動植物、土壌等による水質浄化等の水質保全上の機能を保全し、その活用を研究するなどの取組を行います。

② 湖辺等の自然環境の保全・復元

野尻湖沿岸帯への水生植物の復元及び繁茂、水質浄化機能を持つ在来の貝類の回復等により、水生生物を含む湖岸の生物多様性の確保を図り、自然の浄化能力の活用を図ります。

③ 緑地の保全その他の自然環境の保護

野尻湖の水質の保全に資するよう、自然公園法、森林法、都市計画法、都市緑地法、河川法、長野県自然環境保全条例、長野県環境影響評価条例、信濃町環境基本条例等の関係諸制度的な運用を通じて、指定地域内の森林、公園、農用地の緑地保全、その他湖辺の自然環境の保全に努めます。

(4) 廃棄物等の適正処理

流域における廃棄物の適正処理を徹底し、廃棄物の不法投棄や土砂の埋立て等によって生じる環境の悪化を未然に防止する

第7期計画(素案)

底を含む)及び流入河川の清掃を実施するほか、清掃活動を行う民間団体を積極的に支援し、多くの方が清掃活動に参加できるよう努めます。また、河川パトロールを定期的実施し、不法投棄を未然に防ぎます。

⑤ 流出水対策地区の指定及び重点的な対策の実施(県・町)

湖沼水質保全特別措置法第25条の規定により、流出水の水質改善に資する対策を推進する地区として第3期計画以降、野尻地区及び菅川・市川流域を指定し、引き続き流出水対策推進計画(11~13ページ参照)を定めるとともに、同計画に基づき重点的な対策を実施します。

(3) 緑地の保全その他湖辺の自然環境の保護

① 関係法令の的確な運用(県・町)

野尻湖の流域に存在する森林、公園、農地等の緑地、その他湖辺の自然環境については、自然公園法、森林法、都市計画法、河川法、長野県自然環境保全条例、長野県環境影響評価条例、信濃町環境基本条例等の関係法令の的確な運用を図り、その生態系を構成する動植物、土壌等による水質浄化等の機能の保全に努めます。

② 湖辺等の生物多様性の保全(町)

野尻湖沿岸帯の水生植物や魚介類を含む湖岸の生物多様性を保全し、水生植物や貝類等の浄化能力の活用を図ります。

(4) 廃棄物等の適正処理(県・町)

流域における廃棄物の適正処理を徹底し、廃棄物の不法投棄や土砂の埋立て等によって生じる環境の悪化を未然に防止す

第6期計画

ことにより、野尻湖へ流入する水質汚濁負荷の削減に努めます。

対 策	推進主体	推進事業量
公害防止協力員による監視	信濃町	随 時
不法投棄監視連絡員によるパトロール	県	随 時

5 その他水質保全のために必要な措置

(1) 公共用水域の水質の監視

野尻湖の水質の状況を的確に把握するため、湖内の4地点及び流入河川等において、水質の監視及び測定を行います。特に、水生生物保全に係る環境基準については、金山地区の湾に魚類等の繁殖又は生育の場として保全が必要な特別域を設け、全亜鉛等の水生生物保全項目について定期的に水質測定を実施して、水環境保全につなげていきます。(金山の水質調査地点は15ページを参照)

(2) 調査研究の推進と活用

野尻湖の水質汚濁機構及び非特定汚染源の実態把握並びに水生植物の浄化機能を活用した対策などの調査研究を推進するとともに、その結果を地域住民に分かりやすく示すことにより住民が主体的に水質浄化に取り組むことができる環境を整えます。

① 水生植物に関する調査・研究

近年、水草復元の兆しが見られることから、引き続き水草の生育状況についてモニタリングを実施するとともに、県、信濃町、関係機関及び地域住民が協働して、野尻湖における水生植物のあり方等に関する研究を進めます。

第7期計画（素案）

ることにより、野尻湖へ流入する水質汚濁負荷の削減に努めます。

対 策	実施主体	予定数
公害防止協力員による監視	信濃町	月1回以上
不法投棄監視連絡員によるパトロール	県・信濃町	月1回以上

5 その他水質保全のために必要な措置

(1) 公共用水域の水質の監視（県・町）

野尻湖の水質の状況を的確に把握するため、湖内の4地点及び流入河川等において、水質の監視及び測定を引き続き行います。なお、金山地区の湾は魚類等の繁殖又は生育の場として保全が必要な水域であり、水生生物保全環境基準^{*}の測定地点を湾内に設置しています。(金山の水質調査地点は13ページ図4を参照)

(2) 調査研究の推進と活用

① 水生植物に関する調査・研究（県）

平成29年頃から水草の復元が進んでいることから、水草帯回復が水質の改善・安定化や植物プランクトンの動態に及ぼす影響を把握するため、水草の生育状況のモニタリングに加え、新たに植物プランクトンの調査手法の開発を目指します。なお、水草の繁茂により、船の航行に支障が生じると想定された場合は、野尻湖における水生植物のあり方等に関する検討に調査結果を活かします。

第6期計画

② 湖の水質保全に関する研究

効果的な水質保全対策の検討に資するため、湖の水質挙動等に関する研究に努めるとともに、春先に透明度が低下する傾向があることから、野尻湖の水質に影響を与える可能性がある降雨時や融雪時の流入河川水の汚濁状況調査や、山林、市街地、農地等から流出する汚濁負荷の実態調査を継続的に行い、有効な非特定汚染源対策を検討します。

③ 水生植物による水辺整備

ヨシ、マコモ、ガマ、フトイ等の在来の水生植物による水質浄化や、生態系を回復できる水辺整備及び管理の手法を、住民等と協力して検討し、普及に努めます。

④ ソウギョの駆除

湖辺における水生植物の回復を阻害する要因の一つと考えられ、また、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」において総合対策外来種（※）とされているソウギョについて、県ではその生態等に関する情報収集を進めるとともに、信濃町及び住民が連携して駆除に取り組みます。

※生態系等への被害を及ぼしている又はそのおそれがあるため、防除、遺棄・導入・逸出防止等のための普及啓発など総合的に対策が必要な種。

(3) 環境学習の推進及び環境保全意識の啓発

① 環境学習の推進

小学生や地域住民等を対象に、環境学習の一環として野尻湖クリーンラリーを引き続き毎年度実施します。この実施に当たっては、事前学習等を通じて環境意識の啓発に努めるとともに、ボランティアによる継続的な浄化活動を推進します。

また、農業用水路に設置された水生植物を利用した水質浄化池を、環境教育の場として活用に努めます。

これらの活動に当たっては、地域住民等の協力を得ながら実施することにより、地域全体における環境保全意識の向上を図ります。

第7期計画（素案）

② 水生生物に関する調査・研究（県）

新たに環境DNAの分析*を行い、ソウギョ*などの外来種を含む魚類等の湖内の水生生物の生息状況を把握することにより、野尻湖における生物の種多様性や分布動態を解明し、最適な生育環境を探ります。

③ 水質に関する調査・解析（県・町）

効果的な水質保全対策の検討に資するため、COD*等の水質変化の要因について解析するとともに、冬季に透明度が低下する

傾向があることから、野尻湖の水質に影響を与える可能性がある降雨時や融雪時の流入河川水の負荷の実態調査を行い、その結果を良好な水質を維持するための有効な対策に活かします。

④ 水生植物による水辺整備（町・関係団体）

①、②の調査・研究の結果を踏まえ、ヨシ、マコモ、ガマ、フトイ等の在来の水生植物による水質浄化が見込める水辺において、水辺の整備及び管理の手法を検討することにより、生物多様性の保全を目指します。

(3) 環境学習の推進及び環境保全意識の啓発

① 環境学習の推進（県・町）

小学生や地域住民等の環境学習の一環として野尻湖クリーンラリー*を引き続き毎年度実施します。この実施に当たっては、事前学習等を通じて環境保全意識の啓発に努めます。

第6期計画

② エコツーリズムの推進

野尻湖の良好な水質や水辺環境、流域の豊かな自然を活かしたエコツーリズムの推進を図るため、観光協会等の関係団体とともに新たな観光資源を掘り起こし、湖上での体験学習や環境保全活動への参加も視野に入れた魅力的な自然体験プランの設定と情報発信を目指します。

併せて、野尻湖周辺で水辺に親しめる遊歩道や公園等の整備を進め、地域住民や観光客が野尻湖を取り巻く豊かな自然を身近に感じるにより、野尻湖の環境保全に対する関心を高め、環境保全意識の向上を図ります。

③ 情報収集・情報発信

野尻湖の現状に関する情報の共有と環境保全意識の向上を図るため、野尻湖の水質、本計画に基づく対策の進捗状況や研究成果及び地域における水質や生態系の保全活動の状況について情報収集し、その内容について積極的な情報発信に努めます。

情報発信に当たっては、野尻湖ナウマンゾウ博物館をその拠点とし、展示や講演会の開催等により幅広い情報の提供に努めます。また、ホームページや広報誌を活用するほか、親水エリアにおける情報発信についても検討するなど、地域住民や観光客が容易に情報に触れることができるよう環境整備に努めます。

④ 水文化の継承と発展

野尻湖に関する歴史・文化を将来にわたって継承することにより、地域住民及び野尻湖を訪れる人々が、野尻湖及び野尻湖を取り巻く環境の重要性を認識できるようにし、もって環境保全意識の向上を図ります。

(4) 地元主導による取組の強化

① 地域に密着した計画推進体制の整備

野尻湖の水質保全に関係する機関等で構成する野尻湖水質保全対策連絡会議を開催するとともに、出前講座等により地域住

第7期計画（素案）

② エコツーリズムの推進（町・観光協会）

野尻湖の良好な水質や水辺環境、流域の豊かな自然を活かしたエコツーリズムの推進を図るため、観光協会等の関係団体とともに新たな観光資源を掘り起こし、湖上での体験学習や環境保全活動への参加も視野に入れた魅力的な自然体験プランの設定と情報発信を行います。

併せて、野尻湖周辺で水辺に親しめる遊歩道や公園等の整備を進め、地域住民や観光客が野尻湖を取り巻く豊かな自然を身近に感じるにより、野尻湖の環境保全に対する関心を高め、環境保全意識の向上を図ります。

③ 情報発信（県・町）

野尻湖に関する情報の共有と環境保全意識の向上を図るため、野尻湖の水質、本計画に基づく対策の進捗状況や研究成果及び地域における水質や生態系の保全活動の状況について積極的な情報発信に努めます。

情報発信に当たっては、講演会の開催、ホームページや広報誌の活用に加え、新たにスポーツ大会*などの機会を捉え野尻湖を訪れた方への幅広い情報提供に努めます。

④ 歴史・文化の継承（町）

野尻湖ナウマンゾウ博物館での野尻湖周辺の自然環境の研究資料の展示等により、地域住民及び野尻湖を訪れる人々が野尻湖の水利用などに関する歴史・文化を幅広く学ぶことで、野尻湖及び野尻湖を取り巻く環境の重要性を認識し、環境保全意識の向上を図ります。

(4) 地元主導による取組の強化

① 環境保全活動の支援（県・町）

水草研究会などの地域住民の自主的かつ日常的な取組を強

第6期計画

民と意見交換をしながら、水質保全に向けた各種対策を具体的に検討するなど、地域に密着した取組を推進します。

② 間接流域の住民及び下流域の住民との交流・連携

導水路によって間接的に野尻湖の流域となっている長野市や新潟県妙高市の住民及び下流域の住民との交流・連携を促進し、野尻湖の水環境の保全に努めます。

③ 実践的な行動の促進

地域住民等の自主的かつ日常的な取組を強化するため、水環境保全に関する行動指針に基づき、地域住民等の協力を得て実践的な行動を促進するよう、普及啓発に努めるとともに、住民参加による環境保全型まちづくりを推進します。

(5) 水質汚濁事故への対応

油類の流出等の水質汚濁事故は湖沼環境に著しい影響を及ぼすため、関係機関が連携を密にし、事故防止の啓発に努めるとともに、事故発生時は迅速な情報伝達や被害拡大防止措置等、適切な対策を講じます。

(6) 関係地域計画との整合

指定地域における開発に係る諸計画・制度の運用に当たっては、本計画の推進に資するよう十分配慮するとともに、本計画の実施に当たっても、これら諸計画に十分配慮します。

(7) 環境保全活動の支援

本計画の各種施策を推進するため、県及び信濃町は、湖辺の景観保全を含む様々な環境保全活動を積極的に支援します。

第7期計画（素案）

化するため、実践的な行動の普及啓発に努めるとともに、住民参加による様々な環境保全活動を推進します。

② 地域に密着した計画推進体制の強化（県・町）

野尻湖の水質保全に関する行政機関等で構成する野尻湖水質保全対策連絡会議のほか、新たに地元関係者との意見交換会を開催することにより、本計画の進捗状況や課題を共有し、具体的な水質保全対策に取組みます。

③ 間接流域及び下流域の住民との交流・連携（町）

導水路によって間接的に野尻湖の流域となっている長野市や新潟県妙高市の住民及び下流域の住民との交流・連携を継続していきます。

(5) 水質汚濁事故への対応（県・町）

油類の流出等の水質汚濁事故は水環境に著しい影響を及ぼすため、引き続き関係機関が連携を密にし、事故防止の啓発に努めるとともに、事故発生時は迅速な情報伝達や被害拡大防止措置等、適切な対策を講じます。

(6) 関係地域計画との整合（町）

指定地域における開発に係る諸計画・制度の運用に当たっては、本計画の推進に資するよう十分配慮するとともに、本計画の実施に当たっても、これら諸計画に十分配慮します。

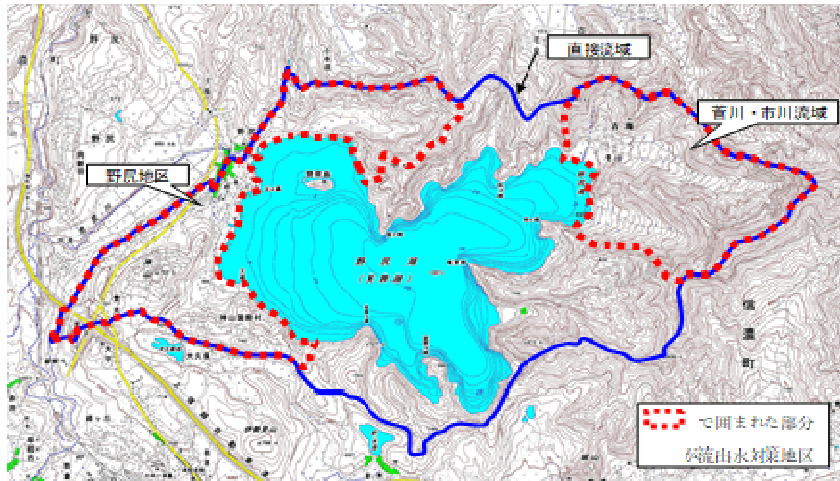
第6期計画

野尻地区及び菅川・市川流域における
流出水対策推進計画（第3期）

1 流出水対策の実施の推進に関する方針

野尻湖に流入する汚濁負荷のうち、下水道の普及等の対策の進捗により工場・事業場、家庭等の特定汚染源による負荷は減少してきましたが、市街地、農地、自然地域からの降雨による非特定汚染源の流出水対策については、対象が広範で対策が難しく、負荷の大部分を占めており、削減が課題となっています。

このため、第5期野尻湖水質保全計画では、野尻湖流域において汚濁負荷量が比較的多い市街地又は農地である野尻地区及び菅川・市川流域を、湖沼水質保全特別措置法に定める流出水対策地区に指定し、各種対策を実施してきましたが、引き続き重点的に各種対策を実施することにより、流出水の汚濁負荷量の低減に努めます。



(注) 森林地域を除く。
〈流出水対策地区（野尻地区・菅川・市川流域）〉

第7期計画（素案）

野尻地区及び菅川・市川流域における
流出水対策推進計画（第4期）

1 流出水対策の推進に関する方針

野尻湖に流入する汚濁負荷のうち、下水道の普及等により工場・事業場、家庭等の特定汚染源による負荷は減少してきましたが、山林、農地、市街地等からの降雨による非特定汚染源の流出水対策については、対象が広範で対策が難しく、負荷の大部分を占めており、削減が課題となっています。（野尻湖への流入負荷量の割合は13ページ図5を参照）

このため、第6期野尻湖水質保全計画では、野尻湖流域において汚濁負荷量*が比較的多い市街地又は農地である野尻地区及び菅川・市川流域を、湖沼水質保全特別措置法第25条に定める流出水対策地区に指定し、各種対策を実施してきましたが、引き続き重点的に各種対策を実施することにより、流出水の汚濁負荷量*の低減に努めます。

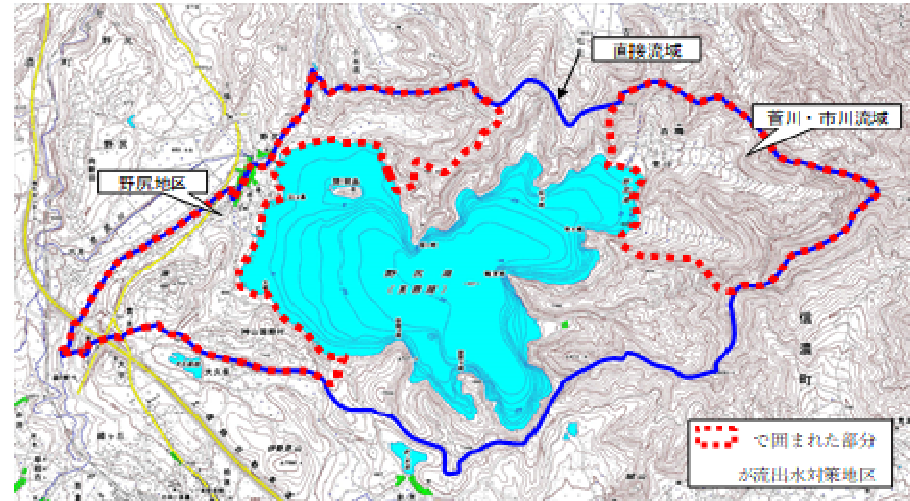


図3 流出水対策地区（野尻地区・菅川・市川流域）

第6期計画

(1) 取組目標

野尻地区及び菅川・市川流域においては、市街地、農地等土地利用に応じた流出水対策を水の循環に留意する中で重点的に行い、野尻湖への汚濁負荷の流入を削減します。

(2) 実施主体

県及び信濃町が主体となって事業を進めるとともに、地域住民及び関係機関が互いに連携及び協力をすることにより、流出水対策を推進します。

2 流出水の水質を改善するための具体的方策に関すること

野尻地区及び菅川・市川流域は野尻湖周辺に位置し、野尻湖への汚濁負荷量が比較的多いことから、次の取組について地域全体と連携しつつ重点的に推進します。

(1) 市街地対策

① 道路清掃及び側溝清掃

降雨等に伴う市街地の道路や側溝等からの流出水による汚濁負荷を削減するため、地域住民の協力を得ながら、道路、水路、側溝、公園、ごみステーション等の清掃を促進するとともに、地域住民の清掃活動等の取組を支援します。

② 水の循環の促進を通じた流出水対策

降雨等に伴い住宅や事業場の敷地内から流出する汚濁負荷を削減するため、住宅及び事業場において、雨水貯留、雨水浸透ますの設置及び敷地内の清掃を推進するよう普及啓発に努めます。

また、公共の駐車場、歩道等を設置する際は、雨水浸透ますを設置するなど、雨水浸透能力の確保に努めます。

③ 緑化の促進

宅地や事業場の敷地等の緑化を促進することにより、敷地等からの土砂流出を防ぐとともに、植物に栄養塩類を吸収させることにより、野尻湖に流入する汚濁負荷の削減を図ります。

(2) 農地対策

流域で営農している農業者に対し、適切施肥に係る技術指導を行うとともに、エコファーマーの認定、信州の環境にやさし

第7期計画（素案）

(1) 取組目標

野尻地区及び菅川・市川流域においては、市街地、農地、森林の土地利用に応じた流出水対策を引き続き重点的に行い、野尻湖への汚濁負荷の流入を削減します。

(2) 実施主体

県及び信濃町が主体となって事業を進めるとともに、地域住民及び関係機関が互いに連携・協力して流出水対策を推進します。

2 流出水の水質改善の具体的方策

野尻地区及び菅川・市川流域は野尻湖周辺に位置し、野尻湖への汚濁負荷量*の割合が間接流域に比べ比較的多いことから、次の取組について地域全体と連携しつつ重点的に推進します。

(1) 市街地対策

① 道路清掃及び側溝清掃（県・町）

降雨等に伴う市街地の道路や側溝等からの流出水による汚濁負荷を削減するため、道路、水路、側溝、公園、ごみステーション等の清掃活動を行います。

② 住宅や事業場からの流出防止（県・町）

降雨等に伴い住宅や事業場の敷地内から流出する汚濁負荷を削減するため、住宅及び事業場の敷地内の清掃について普及啓発に努めます。

③ 緑化の促進（町）

宅地や事業場の敷地等の緑化を促進することにより、土砂流出を防ぐとともに、植物に栄養塩類を吸収させることで、野尻湖に流入する汚濁負荷の削減を図ります。

(2) 農地対策（県・町）

流域で営農している農業者に対し、適切施肥に係る技術指導を行うとともに、長野県における農業環境負荷低減事業活動実

第6期計画

い農産物認証の取得、有機農業の導入など、各種制度の普及啓発を図り、環境にやさしい農業の地域ぐるみの取組を推進します

(3) 自然地域対策

流域の多くを自然地域が占めることから、自然地域の持つ水の浄化機能やかん養機能が十分発揮されるよう保全します。

(4) 河川浄化対策

野尻湖岸及び流入河川の清掃により、野尻湖に流入する浮遊ごみや枯れた水生植物等の流入抑制を図ります。

対 策	推進主体	推進事業量
湖岸、流入河川清掃	県、信濃町、住民	随 時

3 流出水対策に係る啓発に関すること

県は、信濃町や関係機関と連携し、パンフレットの作成・配布等により、住民に取組目標や具体的対策について周知し、理解と協力が得られるよう努めます。

4 その他流出水対策の実施のために必要な措置に関すること

県は、流出水対策地区における対策の効果を把握するため、水質等の測定を実施し、以後の野尻湖流域における流出水対策に反映させます。

〈対策効果の把握〉

対 策	実施主体	場 所
流入河川における水質測定 (BOD、COD、全窒素、全りん、SS等)	県	11 流入河川

第7期計画（素案）

施計画の認定*、信州の環境にやさしい農産物認証*の取得、有機農業の導入など、各種制度の普及啓発を図り、環境にやさしい農業の地域ぐるみの取組を推進します。

(3) 自然地域対策（県）

流域の多くを自然地域が占めることから、自然地域の持つ水の浄化機能やかん養機能が十分発揮されるよう森林の保全と整備を進めます。

(4) 流入河川・湖岸対策（県・町・住民）

野尻湖岸及び流入河川の清掃により、野尻湖に流入する浮遊ごみや枯れた水生植物等の流入抑制を図ります。

3 流出水対策に係る啓発に関すること

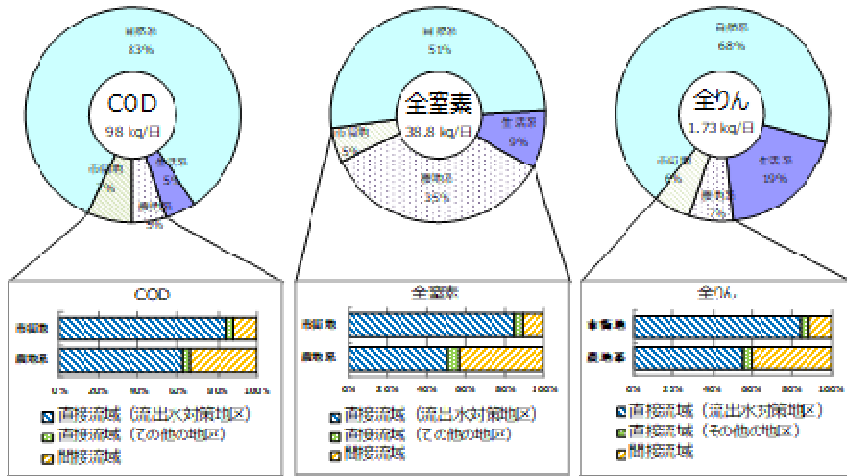
県及び信濃町は、関係機関と連携し、引き続きホームページや広報誌の活用等により、住民に取組目標や具体的対策について周知し、理解と協力が得られるよう努めます。

4 その他流出水対策のために必要な措置

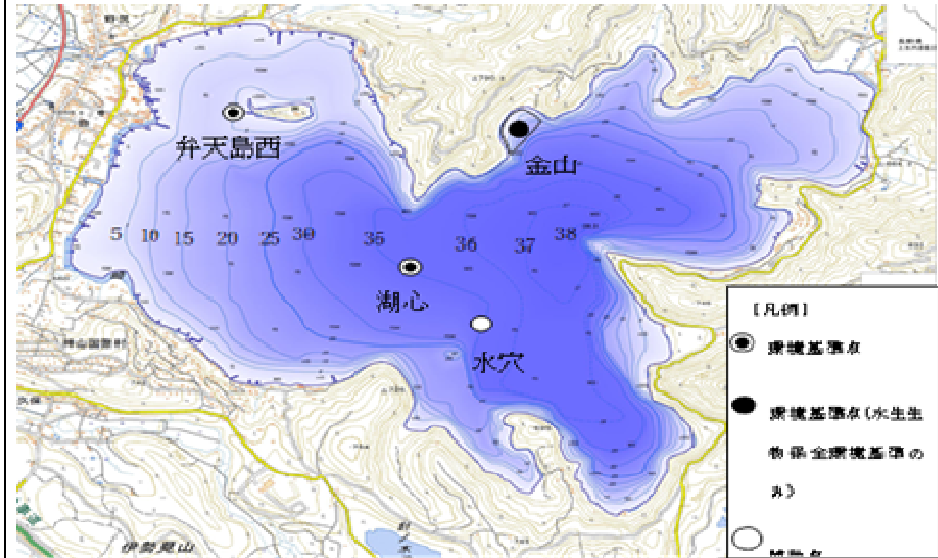
県は、流出水対策地区における対策の効果を把握するため、流入河川の水質測定等を実施します。

第6期計画

〈野尻湖への流入負荷量の割合（平成26～30年度平均）〉



第7期計画（素案）



出典：国土地理院のデータを加工して作成
 図4 野尻湖の水質調査地点図

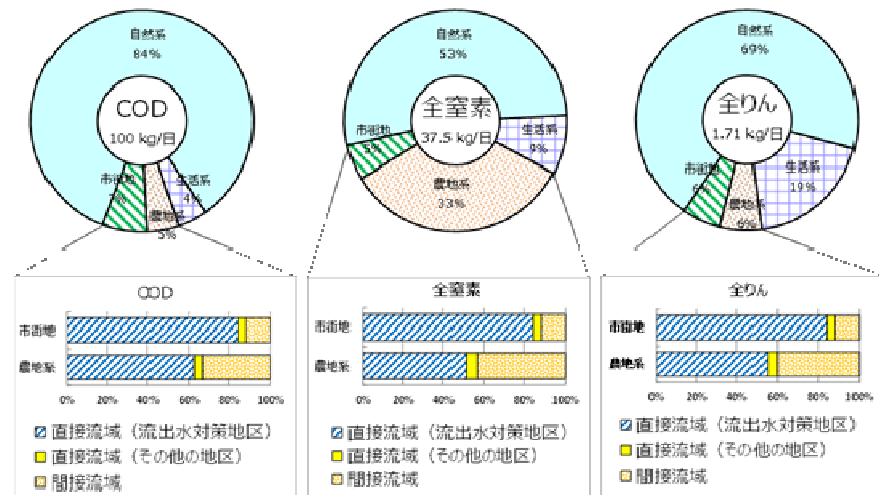
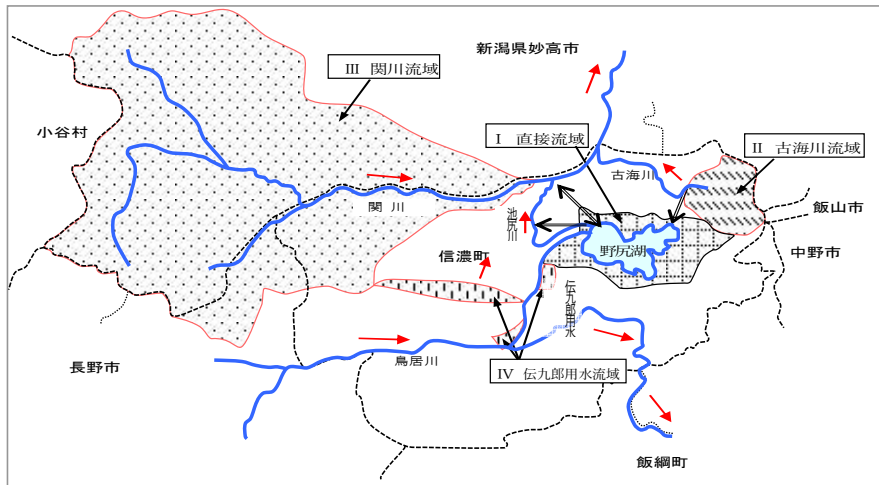


図5 野尻湖への流入負荷量の割合（令和元～5年度平均）

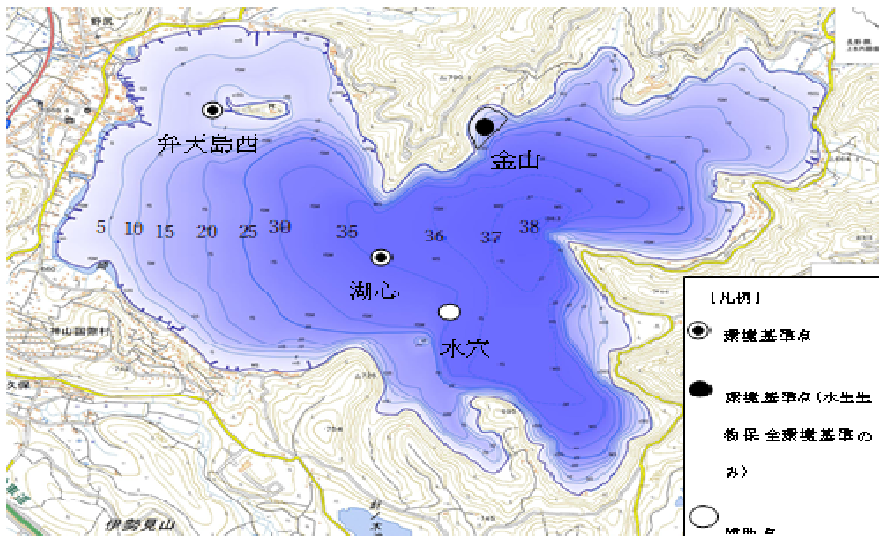
第6期計画

【参考】

1 野尻湖の流域図



2 野尻湖の水質調査地点図



出典：国土地理院のデータを加工して作成

第7期計画（素案）

<用語解説>

【あ】

汚濁負荷量

陸域から排出される有機物や窒素、りん等の汚濁物質により水環境に与える負荷の量をいう。

【か】

環境基準

大気汚染、水質汚濁、騒音などの環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準を、行政上の目標値として定めたもの。

環境DNAの分析

個々の生物個体からではなく、海・川・湖沼等の水、土壌、大気といった環境の中に存在する生物由来のDNAを調査することで、その環境中に生育する生物の情報を得る手法。

県内湖沼の水域類型を令和5年3月に見直し

令和4年度に県内の3水域と14湖沼において、水域の利用目的や水質の状況等の変化を踏まえ、現在の類型指定が適切かどうか等について湖沼類型指定見直し専門委員会における審議結果を踏まえ、水域類型の見直しを行った。

【さ】

COD

化学的酸素要求量（Chemical Oxygen Demand）。有機物による湖沼などの汚濁の程度を示すもので、水中の汚濁物質を酸化剤によって酸化するとき消費される酸素の量をいう。数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。

水域類型

河川、湖沼、海域などの公共用水域において、利水目的に応じて設けられた区分であり、それぞれの水域類型ごとに生

第6期計画

第7期計画（素案）

活環境の保全に関する環境基準の基準値を定められています。湖沼のCODはAA類型からC類型の4つ、湖沼の全窒素、全りんでは、I類型からV類型の5つのタイプのどれかが当てはめられている。

信州の環境にやさしい農産物認証

地域の一般的な栽培方法と比較して、化学肥料及び化学合成農薬を原則50%以上削減した方法で生産された農産物を県知事が認証する制度。

スポーツ大会

2028年に開催される第82回国民スポーツ大会では、野尻湖がオープンウォータースイミングの会場となる予定。

全窒素

水中に含まれる無機性窒素及び有機性窒素の総量。数値が高いほど汚れが大きいことを示す。

全りん

水中に含まれる無機性りん及び有機性りんの総量。数値が高いほど汚れが大きいことを示す。

ソウギョ

コイ目コイ科の中国原産の淡水魚。「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」において総合対策外来種とされている。

【な】

農業環境負荷低減事業活動実施計画の認定

環境負荷の低減に取り組む農林漁業者が作成する環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画を知事が認定し、認定を受けた者が実施計画に従って導入する機械等について、税制・金融上の措置を受けることができる制度（みどり認定）。

第 6 期計画	第 7 期計画（素案）
	<p>野尻湖クリーンラリー 小学生を対象に野尻湖や周辺の森林・河川等を観察し、水環境保全に関心を持ってもらうための環境学習の場。</p>